

損害賠償金返済誓約書

平成 年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長

誓約者
住所
氏名 ⑩

連帯保証人
住所
氏名 ⑩

- 1 後期高齢者の医療の確保に関する法律による療養費の給付額が、自賠責保険の損害賠償限度額を超えた分についても、責任をもって返済する。
- 2 損害賠償金の決定は、後期高齢者医療被保険者が交通事故による疾病の治療が完了したとき、その全額を対象とする。
- 3 後期高齢者医療被保険者が、交通事故による疾病の治療が完了したときは、両者納得の上、福島県後期高齢者医療広域連合に届け出る。
- 4 支払い方法は、損害賠償金の請求額が決まり次第、福島県後期高齢者医療広域連合と折衝し決定する。